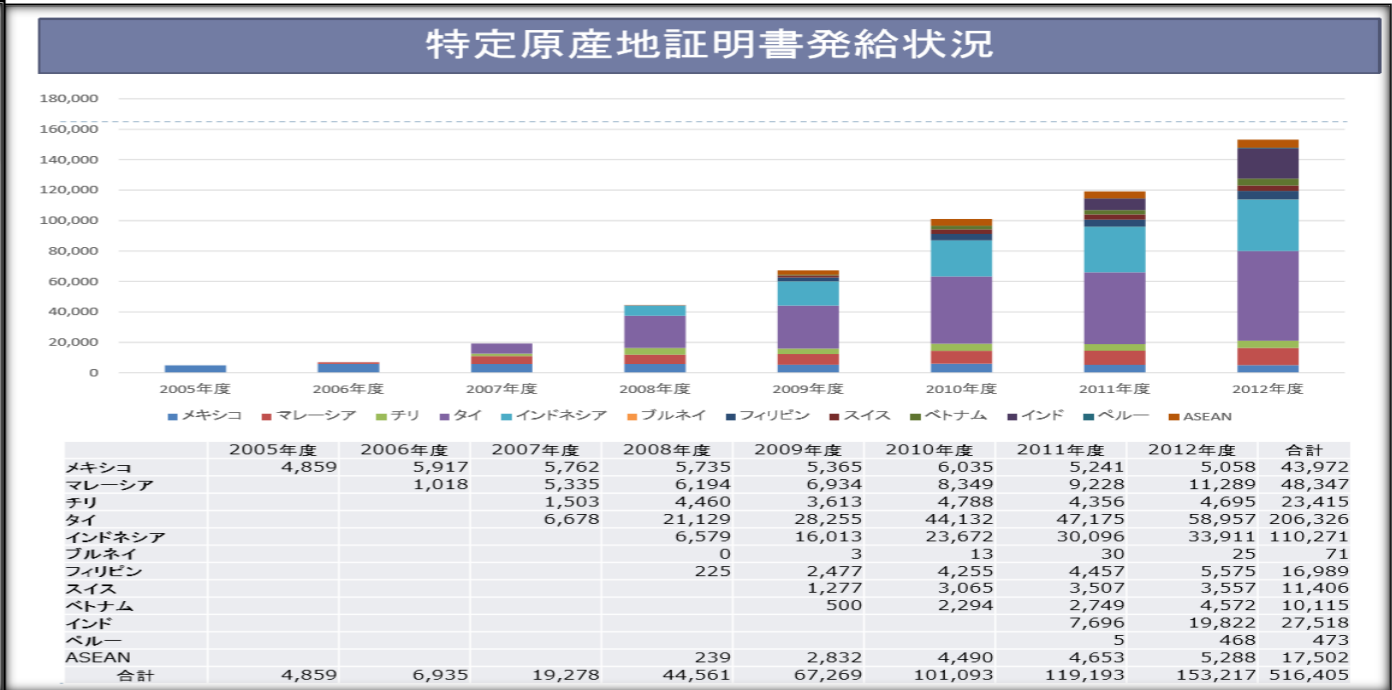


FTA 時代のビジネス・チャンス — 中小規模の事業者による EPA 制度の積極的な活用のために

（出典：外務省ウェブサイト、平成29年1月末現在）

（出典：日本商工会議所）

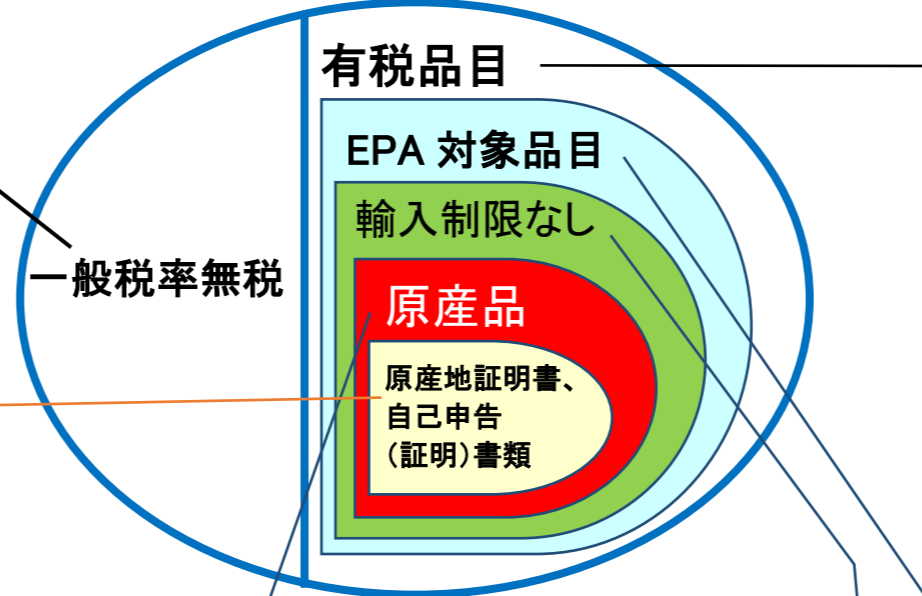


一般税率(MFN 税率)が無税の産品は、EPA 制度の有無にかかわらず適用される関税率は0%となります。したがって、手間をかけて EPA 税率を調べたり、原産地証明書を取得する必要はありません。EPA 税率よりも MFN 税率が低い品目は、以下を参照して下さい。

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htm

EPA 制度を活用して輸出入しようとする産品

- ### 原産地手続きについての確認
- ① 輸出原産地証明書の取得は、商工会議所で(1)企業登録、(2)原産品判定依頼、(3)発給申請の順で行う。
 - ② 輸入の場合、相手国発給の原産地証明書の正誤、真正性をチェックする。
 - ③ 自己申告の場合、輸出入者間で情報提供、管理について事前確認する。
 - ④ 第三国経由で輸送される場合は、積送要件に合致するか事前確認する。



- ### 輸出入しようとする産品が有税品であることの確認
- ① まず、産品の関税率表番号(HS 番号)を確認
税関ウェブサイト:
輸出統計品目表: <http://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>
(輸入)実行関税率表: <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
(HS に不慣れな方は、通関業者のサービスの利用も一案。長期的に輸入するならば、税関で関税分類に係る事前教示の取得をお勧めします。)
税関ウェブサイト: <http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm>
 - ② 次に、JETRO の「World Tariff」を活用して、相手国の関税率を確認
JETRO World Tariff: <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

- ### 輸出入しようとする産品が原産品であることの確認
- 【とりあえず】
- ① 産品の生産は日本又は EPA 相手国で得られた材料だけで完結していますか?
☑ Yes: 完全生産品の定義のどれかに該当すれば、原産品; No なら下へ
 - ② 産品の生産に第三国からの輸入材料を使用しているので、品目別規則を満たす必要
☑ 第三国からのすべての輸入材料の関税分類番号が、輸出入しようとする産品の関税分類番号と異なる
☑ 指定された付加価値(%基準)又は加工要件(精製、化学反応等)が満たされている
 - ③ ダメと思っても、救済規定を念のため確認 (デミニミス規定、累積規定)
- 【本格的には】
- ④ 総合的な(自己申告を含む)相談: JETRO、政府機関の指定窓口へ(税関では「原産地調査官部門」)
☑ 輸出は、商工会議所へ。証明手続きに入る前に、基本的な情報を下調べ
☑ 輸入は、通関業者が詳しい。同じものを長期的に輸入するなら、税関で原産地の事前教示が有効
- 【詳細は】 関係省庁、JETRO、商工会議所の HP で。(特に詳しいのは、<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>)

関税割当等の輸入制限の有無を確認

産品によっては事前に関税割当を取得する必要があるものもあります。その他、規格基準、検疫等で輸出入に条件がないか、事前にチェックしておくとい。

外務省ウェブサイトで EPA 譲許表を確認(関税割当品目は、第 4 欄「区分」で「Q」の表示があるもの。)

- ### 輸出入しようとする産品が EPA 税率の適用対象であることの確認
- ① まず、譲許表と呼ばれるリストで EPA 税率を確認。輸入ならば、税関 HP で。輸出の場合、相手国の税率は外務省ウェブサイトを確認(EPA 税率表は英文)。または、民間の有料データベースを活用。
 - ② 一般税率と EPA 税率を比較
(その差は何%でしょうか? 輸出者は原産地証明取得のための費用負担が生じます。)
 - ③ EPA 税率の適用が、ビジネス上のメリットとなれば、左の「輸入制限の有無を確認」に進みます。